

令和元年第二回大阪広域水道企業団議会
八月臨時会会議録

令和元年八月九日（金曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	渕上	猛志
二	番	伊豆丸	精二
三	番	吉川	敏文
四	番	井本	博一
五	番	池本	佐知子
六	番	貫野	幸治郎
七	番	灰垣	和美
八	番	藪内	留治
九	番	田中	慎二
十	番	野口	新一
十一	番	池添	義春
十二	番	山本	一男
十三	番	河内	徹
十四	番	大東	真司
十五	番	早乙女	実
十六	番	川上	加津子
十七	番	奥山	利三
十八	番	今井	英彦
十九	番	福田	薫
二十	番	安藤	恵
二十一	番	山敷	謙太郎
二十二	番	畑尾	武
二十三	番	松田	光良
二十四	番	竹田	弘一
二十五	番	島	美代子
二十六	番	三浦	
二十七	番		

○欠席議員

二十八番	中谷	清豪
二十九番	永谷	幸弘
三十番	長尾	義和
三十一番	松井	匡仁
三十二番	原	明美
三十三番	阪口	寛
五番	前田	敏

○説明のため出席した者

企業	長	永藤	英機
副企業	長	松本	要一
技術長兼事業管理部長		藤谷	光宏
理事兼経営管理部長		吉田	景司
経営管理部総務課長		小島	謙一
経営管理部副理事兼企画課長		上田	伊宏
経営管理部副理事兼財務課長		松本	竜三
経営管理部副理事兼財務課長		香山	慎治
事業管理部副理事兼計画課長		諸角	誠
事業管理部事業推進課長		東野	宗丈
事業管理部契約検査課長		浅川	浩克
事業管理部管財課長		岡先	雅史
経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長		濱田	雄司

○職務のため出席した者

議会議務局長	濱田	雄司
議会議務局書記	廣永	龍治
議会議務局書記	中道	伸也
議会議務局書記	森川	あやめ
議会議務局書記	東	沙紀

○議事日程

- 第一 議席の指定
- 第二 議長選挙
- 第三 副議長選挙
- 第四 会議録署名議員の指名
- 第五 会期決定の件
(永藤企業長挨拶)
- 第六 諸般の報告
(例月現金出納検査結果の報告)
- 第七 第一号議案 大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件
第一号報告 平成三十年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件
第二号報告 平成三十年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件
(松本副企業長説明)
- 第八 第二号議案 大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件
(永藤企業長説明)
- 第九 大阪広域水道企業団議会議員派遣の件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時七分 開会

○濱田議会事務局長 皆様、大変お待たせいたしました。

大阪広域水道企業団議会議員選出後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十条の規定によりまして、臨時議長が職務を行うこととなっております。貫野幸治郎議員に臨時議長を務めていただきますので、御紹介申し上げます。御登壇願います。

(貫野幸治郎議員登壇)

○貫野議員 ただいま御紹介をいただきました泉大津市選出の貫野幸治郎でございます。

地方自治法第七十条の規定により、臨時に議長の職務を行います。もとより議長選挙までの限られた間でございますが、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げます。そうしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○貫野臨時議長 ただいまより令和元年八月臨時会を開会いたします。

○貫野臨時議長 本日の会議を開きます。

○貫野臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議員の議席は、議事の進行上、本職から指定することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○貫野臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○貫野臨時議長 日程第二、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○貫野臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

本職において指名することに決定いたしましたので、議長に畑謙太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました畑謙太郎議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○貫野臨時議長 御異議なしと認めます。よって、畑謙太郎議員が議長に当選されました。

ただいまより畑謙太郎議員の議長就任の御挨拶があります。

畑謙太郎議員。

(畑謙太郎議員登壇)

○畑議員 皆様、こんにちは。議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙をいただきまして、大阪広域水道企業団議会議長に就任させていただきました。また藤井寺市選出の畑謙太郎でございます。

もとより微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営、府域の水道事業の発展に努める覚悟でございます。

議員の皆様方並びに永藤企業長を初めとする理事者におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいただきます。

ますよう心よりお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○貫野臨時議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりました。大変ありがとうございました。

○畑議長 それでは、議事を進めさせていただきます。

日程第三、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に竹田光良議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました竹田光良議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、竹田光良議員が副議長に当選されました。

ただいまより竹田光良議員の副議長就任の御挨拶を賜りたいと思っております。

竹田光良議員。

(竹田光良議員登壇)

○竹田議員 副議長就任に際しまして御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会副議長に就任をさせていただきます。

ました泉南市選出の竹田光良でございます。

畑議長のもと、議員各位の御支援を賜り、永藤企業長を初めとする理事者の皆様の御協力をいただき、微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営に最善の努力を尽くしてまいりたいと思います。

皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。就任の御挨拶にかえさせていただきますと思います。本日はありがとうございます。

○畑議長 副議長就任の御挨拶が終わりました。

○畑議長 続きまして、日程第四、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、奥山渉議員及び今井利三議員を指名いたします。

○畑議長 日程第五、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日より一日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○畑議長 ただいまより企業長の御挨拶があります。

永藤英機企業長。

（永藤英機企業長登壇）

○永藤企業長 大阪広域水道企業団企業長の永藤でございます。

今日は、令和元年度第二回企業団議会八月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の臨時会に提出をいたしました議案は、条例案

一件、人事案一件、予算の繰り越しに関する報告二件です。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、当企業団設立趣旨の一つは、市町村が共同で用水供給事業を運営することにより、エンドユーザーである住民の立場で企業の経営改革に努めつつ、水道事業との連携拡大を図るなど広域化を進めることです。そのため、将来にわたり、府域におきまして安心・安全な水を安定的、効率的に供給できるよう、計画的な施設整備や水道統合事業による運営基盤の強化を進めてまいります。

府域水道事業の広域化の取り組みとしましては、本年四月から新たに六市町の水道事業を承継し、現在、府内九市町村において当企業団が直接御家庭まで水道水をお届けしています。また、令和三年四月の統合に向け、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の四市町とも協議を進めているところであり、令和六年四月に統合予定となっている能勢町と合わせますと、府域の約三分の一に当たる十四市町村の水道事業を担うこととなります。今後とも府域一水道に向けた取り組みをとめることなく加速させたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、企業団及び府域の水道事業の推進につきまして、より一層の御協力を賜ることをお願い申し上げます。御挨拶いたします。

○畑議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○畑議長 続きまして、日程第六、諸般の報告を議題といたします。

監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○畑議長 続きまして、日程第七、第一号議案並びに報告第一号及び第二号「大阪広域水道企業団水道事業給

水条例一部改正の件」ほか二件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

松本要一副企業長。

（松本要一副企業長登壇）

○松本副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案並びに第一号報告及び第二号報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページをらんくください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件でございます。

第一条は、田尻水道事業におきまして、一部の手数料について条例の規定額と実際の徴収額にそごがあり、条例の規定に誤りがあることが判明いたしましたことから、平成三十一年四月一日に遡及して所要の改正を行うものがございます。

具体的には、設計審査手数料と工事検査手数料を個別に一件につき千円と規定しているところ、合わせて一件につき千円と改めるものがございます。

次に、第二条は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されることとなったことから、泉南水道事業を初め、九水道事業におきまして、新たに指定の更新手数料を一件につき一万円と定めるとともに、現在水道事業ごとに定めております指定手数料も一件につき一万円に統一するものがございます。

また、あわせてこれまで各水道事業において取り扱いが異なっておりました指定給水装置工事事業者指定証の交付及び再交付の手数料につきまして、指定及び

更新手数料に含まれるものとともに、再交付のみの場合につきまして、その手数料を一件につき二千円に統一して定めるものとさせていただきます。このほか、水道法施行令の改正に伴う参照条文の条ずれに係る文言修正を行っております。

なお、三ページの附則に記載のとおり、施行日は、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は改正水道法の施行にあわせて令和元年十月一日としておりますが、第一条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例の規定につきましては、平成三十一年四月一日から適用するものとしております。

次に、五ページをお開き願います。
第一号報告、平成三十年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、六ページの水道事業会計（水道用水供給事業）の予算繰越計算書をお開き願います。

上段の表をごらんください。
平成三十年度の水道用水供給事業における建設改良費の予算につきまして、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、八億七千四百九十一万六千四百四十円を令和元年度に繰り越すものとさせていただきます。

下段の表をごらんください。
平成三十年度の水道用水供給事業における営業費用の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、二億百二十万三千三百三十六円を令和元年度に繰り越すものとさせていただきます。

七ページの水道事業会計（市町村域水道事業）の予算繰越計算書をごらんください。

平成三十年度の千早赤阪水道事業における建設改良費の予算につきまして、関係者との調整に日時を要したことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、千六百五十二万百三十三円を令和元年度に繰り越すものとさせていただきます。

八ページをお開きください。
次に、第二号報告、平成三十年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

九ページの工業用水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。
平成三十年度の工業用水道事業会計における建設改良費の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、一億四千七百七十九万九千六十円を令和元年度に繰り越すものとさせていただきます。

これらは、地方公営企業法第二十六条第一項及び第二項の規定により繰り越したものとさせていただきます。同条第三項の規定により報告をいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○畑議長 以上で副企業長の説明は終わりました。これより日程第七の諸議案に対する質疑を行います。通告がありますので、指名いたします。

福田英彦議員。
（福田英彦議員登壇）

○福田議員 議席番号二十番、門真市議会選出の福田英彦でございます。通告に従い、質問をいたします。

今回の条例改正の根拠となっている水道法の一部改正は、関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、そして今回の条

例改正の根拠となっている指定給水装置工事業業者制度への更新制の導入が大きな柱となっております。

特に、官民連携の推進は、水道事業に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み、コンセンション方式を導入し、水道事業の事実上の民営化を行おうとするものですが、民営化によって水道料金の高騰、設備投資がまともに行われないなどの問題が噴出する中で、民営の水道事業の再公営化が世界の流れになっており、こうした法改悪に伴う具体化については決して行うことのないよう強く求め、条例改正について質問を行います。

条例案の第二条、別表第五、四十三条関係のところ
で、泉南水道事業を初め、各水道事業において新たに指定給水装置工事業業者指定更新手数料を一件につき一万円とすることが規定されることとなっております。

この指定更新手数料は、水道法改正により指定給水装置工事業業者制度に更新制が導入されることに伴うものですが、この更新制に関して確認したいと思えます。

まず、現行の指定給水装置工事業業者制度は、従来、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施工するものを指定したものを全国一律の指定基準を設けることとして、平成八年度の水道法改正により制度化されたものですが、今回さらにこの指定制度に更新制が導入された趣旨と制度の概要について答弁を求めます。

次に、更新制の運用に当たり、厚生労働省がガイドラインを示していますが、その概要についてもあわせて答弁を求めます。

○畑議長 これより答弁を求めます。
東野宗丈事業推進課長。

（東野宗丈事業推進課長登壇）
○東野事業推進課長 それでは、福田議員の御質問にお

答えをいたします。

まずは指定給水工事業業者制度への更新制の導入の趣旨と制度の概要につきまして御説明を申し上げます。

この指定制度は、ただいま議員にお示しいただいたとおり、平成八年の水道法改正により、平成十年度から全国一律の制度として実施され、規定が緩和されたことによりまして、全国的にも指定を受ける事業者数が大幅に増加したところでございます。

この指定につきましては、事業者の名称や事業所の所在地等を変更した場合、また事業を廃止、休止、再開した場合に届け出が義務づけられておりますが、これらの届け出がなければ事業実態が把握できず、所在不明の事業者が存在するなどの課題が生じてございました。

そこで、こうした課題に対応するとともに、指定事業者の資質が継続して保持されるよう、本年十月一日に施行されます水道法の改正によりまして、指定の有効期間を現在の無期限から五年間とする更新制が導入されたものでございます。

また、更新制の導入に伴いまして、更新手続が一時的に集中することを避けるため、現在指定を受けている事業者の有効期間は来年度から五カ年をかけて順次満了するように経過措置が設けられているところでございます。

次に、指定更新制の導入におけるガイドラインの概要につきまして御説明を申し上げます。

このガイドラインには更新制の導入に伴う新たな取り組みとして、更新手続の機会を捉えまして、指定事業者が水道法に定める基準に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するための手順が示されておりまして、

具体的には、更新手続の申請時に指定事業者を対象

とした講習会の受講実績、主任技術者等の研修会の受講状況や配管技能者の配置状況、また指定事業者の業務内容について確認をし、助言及び指導に努めることとされております。

企業団におきましても、このガイドラインに基づき、指定事業者への確認、指導等を行い、制度の適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

○畑議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 答弁で制度の概要、また厚労省が出しているガイドラインの概要等については一定理解しました。

次に、更新制の具体的な運用に当たり、企業団では現在、指定給水装置工事業業者の登録についてどのように把握しているのか、また答弁にあつた更新手続の申請に基づき大きく四点の確認事項がありますが、どのように確認していくのか、更新制の運用について企業団として課題があれば、その内容と対応の方向性について答弁を求めます。

○畑議長 東野事業推進課長。

(東野宗文事業推進課長登壇)

○東野事業推進課長 それでは、ただいまの質問に対してお答えをいたします。

それではまず、企業団における指定事業者の把握状況につきましてお答えをいたします。

企業団の指定制度につきましては、平成二十九年度の三市町村、今年度の六市町との水道事業に伴い、各市町村で行つておりました工事業業者の指定を承継いたしました。企業団において引き続き運営を行つております。統合時には、各市町村の全ての指定事業者に通知を行ひまして、その際に事業の廃止の申し出があつた場合には手続を行うなど、現状の把握に努めたところでございますが、現行制度におきましては、指

定事業者からの連絡がなければ、廃止、休止等の把握ができない状況でございます。今般の更新制導入によりまして、実態をより反映した指定が可能になるものと考えております。

次に、更新時に行う指定事業者への確認方法でございますが、指定事業者の講習会の受講実績など四項目の確認事項につきまして、国のガイドラインに基づきまして様式を作成し、指定事業者に提出を求めるとともに、あわせて講習会の受講終了証の写しを提出いただくなど、事実確認を行う予定としております。

次に、当企業団における更新制の運用に当たつての課題についてでございますが、当企業団では、現在、泉南水道事業を初め、九つの水道事業をもとに、延べ千四百七十三件の指定を行つており、今後の更新手続につきましても、現在指定を受けている水道事業ごとにおのおの申請をしていただくことになることから、その点が課題であるとと考えてございます。

制度上は、各水道事業単位の指定でも企業団として統一の指定でも差し支えないとのことで、統合時には業務の円滑な承継のため、当分の間は統合前の実施方法や実施体制をそのまま引き継ぐことといたしております。しかしながら、今後は事務の効率化の観点から、職員、指定事業者、それぞれの負担等も考慮いたしまして、更新の手続が一巡をいたします五年後の令和六年度を目途に、できるだけ当企業団として統一の指定とする方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畑議長 理事者の答弁が終わりました。以上で福田英彦議員の質疑を終わらせていただきます。

続きまして、池淵佐知子議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 議席番号第六番、吹田市議会選出議員の池淵佐知子です。質問を行います。

第一号議案の大阪広域水道企業団の水道事業給水条例一部改正につきまして質問いたします。

本条例案第二条に関連する別表第五、第四十三条例関係について、一の泉南水道事業から九の千早赤阪水道事業における指定給水装置工事業業者指定更新手数料及び指定給水装置工事業業者指定証再交付手数料がそれぞれ一件一万円及び一件二千元に統一されています。これらの手数料については、国の水道法の一部を改正する法律において、第二十五条の三の二の指定給水装置工事業業者制度の改善策として、当該事業者の指定を五年ごとに更新する制度を導入することから規定されたものと理解しています。しかし、その金額については、国が定めているわけではなく、水道事業者または水道用水供給業者がみずからの責任において定めることになっております。

大阪広域水道企業団としても、この金額にするために何らかの基準、あるいは根拠をもって算定されたものと推察いたします。この手数料額となった算定根拠をお示しくください。

また、これらの金額は、大阪府内の各水道事業者と同額でしょうか。異なるところもあるやに聞いておりますが、もし同額でないのであれば、その差はどこから生じるのでしょうか。その見解についてもあわせてお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○畑議長 これより答弁を求めます。

東野宗丈事業推進課長。

(東野宗丈事業推進課長登壇)

○東野事業推進課長 それでは、池淵議員の御質問にお

答えをいたします。

指定給水装置工事業業者関連手数料の算定につきましては、それぞれの事務に必要な受付業務、書類審査、文書作成、決裁、申請者への通知などの業務に係る作業時間を算出したしまして、その時間に職員の給与単価を乗じた金額を人件費としまして、これに印刷製本費、通信費を加えたというような計算をしております。

なお、このたび規定をする新規指定と指定更新の手数は、指定証の交付を含めた手数料として算定をいたしております。

次に、大阪府内の各水道事業者における手数料の取り扱いにつきましてお答えをいたします。

大阪府内におけます指定関係手数料のうち、例えば新規指定及び新規更新の手数料につきましては、各一万円とするところが多いと把握をいたしておりますが、これらの手数料は各水道事業者がそれぞれの事業体における算定ルールや職員の給与単価に基づき定めるもので、先ほど議員がお示しいただいたとおり一律ではございません。

また、給水装置工事業業者制度は、水道法により一定の基準や様式等が定められているものの、運用の部分は各水道事業者に委ねられておるというものでございます。したがって、本手数料につきましては、各水道事業者がそれぞれの考え方や運用の方法に基づき、事務の対価として適切に算定した結果により設定されているものと考えております。

以上でございます。

○畑議長 答弁が終わりました。

以上で池淵佐知子議員の質疑を終了いたします。

以上で通告の質疑は終了いたしました。

これもちまして、日程第七の諸議案に対する質疑

を終結いたします。

この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は、後刻御連絡いたします。

(午後一時四十分休憩)

(午後一時四十九分再開)

○畑議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○畑議長 日程第七の諸議題のうち、議決不要の報告二件を除く第一号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件に対する討論は、通告がございませんので、討論なしと認めます。

○畑議長 これより日程第七の諸議案のうち、議決不要の報告二件を除く第一号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、第一号議案は、原案のとおり可決されました。

○畑議長 日程第八、第二号議案、大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件を議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

第二号議案につきまして、企業長の説明を求めます。

永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 第二号議案、大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件につきまして御説明申し上げます。

再度提出議案の資料をごらんいただきたいと思いま
す。

議案書の四ページをお開きください。

監査委員につきましては、大阪広域水道企業団規約
第十条第一項により、二人を置く旨、定められており
ます。その選任につきましては、同条第二項の規定に
より、議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営
管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する
こととされており、その任期は、同条第三項の規
定により、四年と定められております。

これまで御就任いただいております監査委員二名
が本年七月末日をもって任期満了を迎えましたことか
ら、規定に基づき小田利昭氏、塩尻明夫氏をそれぞれ
監査委員に選任したく、御提案を申し上げる次第です。
御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願いを
申し上げます。

○畑議長 以上で企業長の説明は終わりました。

日程第八の第二号議案に対する質疑は、通告があり
ませんので、質疑なしと認めます。

日程第八の第二号議案に対する討論は、通告があり
ませんので、討論なしと認めます。

○畑議長 これより、日程第八の第二号議案、大阪広域
水道企業団監査委員選任について同意を求め、採
決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意する
ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、第二号議案
は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

この機会に、ただいま選任同意いたしました監査委
員を御紹介いたします。

改めて、監査委員を御紹介いたします。

小田利昭さん、どうぞ。

(小田利昭さん登壇)

○小田監査委員 一言御挨拶させていただきます。

ただいま監査委員選任の御同意をいただきました小
田利昭でございます。

監査委員の職務の重要性を十分認識いたしまして、
与えられました使命を果たすべく、公正公平をモット
ーに、水道事業、工業用水道事業を担う地方公営企業
体の監査委員の職責を果たしてまいりたいと考えてお
ります。

議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。ありがとうございました。

○畑議長 続きまして、塩尻明夫さん。

(塩尻明夫さん登壇)

○塩尻監査委員 御挨拶させていただきます。

ただいま監査委員選任の御同意をいただきました塩
尻明夫でございます。

監査機能を通じまして、大阪広域水道企業団の事業
及び財務の信頼性をより一層高めることができるよう
正確性、合理性、合法性に意を配しまして、監査委員
としての職務に誠心誠意尽力してまいる所存でござい
ます。

議員の皆様方には御支援、御指導を賜りますようよ
ろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていた
だきます。どうもありがとうございます。

○畑議長 以上で紹介を終了いたします。

○畑議長 続きまして、日程第九、大阪広域水道企業団
議会議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第一百七条第一項の規
定により、お手元に配付のとおり、大阪広域水道企業
団の浄水施設等の調査に派遣したいと思えます。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑議長 御異議なしと認めます。よって、本件はお手
元に配付のとおり決定いたしました。

○畑議長 以上をもちまして本日の会議を閉じます。

○畑議長 これをもちまして令和元年八月臨時会を閉会
いたします。ありがとうございました。

午後一時五十六分 閉会

臨時議長 貫野 幸治郎

議長 畑 謙太郎

副議長 竹田 光良

議長 奥山 渉

議長 今井 利三